

平成 27 年 2 月 16 日
広域的運営推進機関設立準備組合

特定電気事業者及び特定規模電気事業者の供給計画について (補足説明とお願い)

1. 電力広域的運営推進機関への提出期日

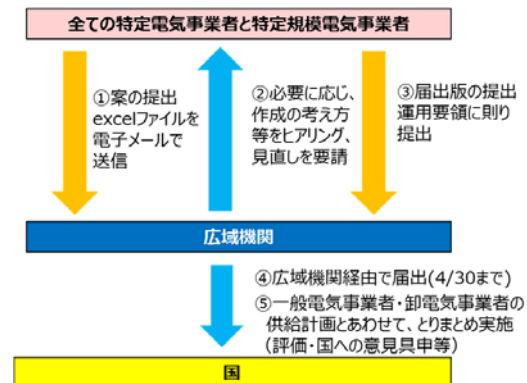
- 電気事業法施行規則^{※1}により、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という）を経由した国への届出期日は 4/30 と規定される見込みですが、本機関による各電気事業者の供給計画案の確認^{※2}のため、本機関への提出は以下の期日をお願いいたします。

案の提出期日	平成 27 年 4 月 15 日（水）
届出版の提出期日	平成 27 年 4 月 24 日（金）

※1 一部改正案につき、経済産業省が意見公募中（1/19～2/18）

※2 昨年認可を受けた本機関の業務規程において、本機関が供給計画の案の確認等を行うことを規定（別紙をご参照ください）

- 案と届出版の本機関による取扱は以下の通り、本機関がまず案の確認（必要に応じて作成の根拠・考え方をヒアリングし、見直しを要請させていただく場合があります。見直しの要請がない場合も、その旨本機関からご連絡いたします）を行い、その後本機関へ届出版を提出いただきます（本機関が提出いただいた計画を国へ提出（届出）します）。
- 本機関から見直しの要請がない場合においても、届出版の提出期日までに各電気事業者が必要に応じ内容を見直しいただき、見直された内容で届出版を提出いただいで結構です（その場合は案からの見直し箇所について本機関へ説明をお願いいたします。）。



2. 届出様式及び提出方法

- 様式は電気事業法施行規則に則ってください。
- Excel 版の提出様式を広域機関準備組合のホームページ（URL：<http://www.koiki-kan.jp/index.html>）に掲載しますので、ご活用ください。
- 本機関へ届出版をご提出いただく際は、資源エネルギー庁が策定する運用要領に則ってください。ただし本機関へ案を提出いただく際は、本機関による内容確認業務を円滑に行うために、極力上記の excel 版の様式に記載いただき、電子メールに添付し送付いただくよう、ご協力をお願いいたします。
- 送付先の電子メールアドレスについては、別途周知させていただきます。

3. 問い合わせ対応

- 問い合わせ先

※広域機関の連絡先は4/1以降のものを示しています

電力広域的運営推進機関 計画部 供給計画担当

電子メールアドレス kyoukei@occto.or.jp

電話番号 03-6632-0903

経済産業省 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 担当 中嶋

電子メールアドレス nakajima-masato@meti.go.jp

電話番号 03-3501-2503

※問い合わせについては極力メールをお願いいたします

- 後日、準備組合のホームページにて、供給計画に関する以下の情報を提供させていただきます。予定です。
 - ・届出（提出）様式の Excel ファイル
 - ・本日のご説明資料（資源エネルギー庁が作成した記載要領・運用要領・供給力計上ガイドライン、準備組合が作成した本資料・需要想定のための参考資料）
 - ・ガイドラインの補足資料（非化石電源比率の算出方法の考え方、『電力需要想定要領および電力需給計画算定方式の解説』の抜粋 等）
 - ・よくあるお問い合わせ集(同様のお問い合わせが多数に及ぶ場合に作成いたします。)

4. その他

- 準備組合から広域機関への移行にともない、連絡先・HP アドレスが変更となりますが、変更内容については別途、周知させていただきます。

以上

経済産業大臣から認可（H26.8.22 認可）を受けた本機関の業務規程のうち、供給計画のとりまとめ等に関する内容は以下の通りです

第4章 供給計画の取りまとめ等

（供給計画の取りまとめ及び検討）

第22条 本機関は、法第29条第2項に基づき、供給計画の取りまとめ及び検討の業務を行う。

（供給計画の案の提出）

第23条 会員は、経済産業省令に定める供給計画の様式に準ずる様式により、次の各号に定める期限までに、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。

一 第3年度から第10年度の供給計画の案 毎年2月20日

二 第1年度及び第2年度の供給計画の案 毎年3月15日

（供給計画の案に基づく調整）

第24条 本機関は、前条により提出を受けた供給計画の案の記載内容について、当該供給計画の案を提出した会員から必要に応じて、その根拠及び考え方について聴取し、送配電等業務指針及び第18条に定める需要想定要領等への適合性、第29条の広域系統長期方針及び第30条の広域系統整備計画への整合性、並びに当該供給計画の案を提出した会員の過去の需要実績との差異等を確認した上で不適切と認めるときその他安定供給を確保する観点から必要と認めるときは、期限を示した上で、当該会員に対し供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の提出を求める。

2 本機関は、前項の確認に当たり、会員の電線路及び変電所(以下「流通設備」という。)の整備計画(以下「流通設備計画」という。)について、第31条第1項第1号に該当し広域連系系統の整備に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき計画策定プロセスを開始する。

（供給計画の提出）

第25条 会員は、法第29条第1項に基づき経済産業大臣に届け出なければならない供給計画を、毎年3月25日までに、経済産業省令で定めるところにより、本機関に提出しなければならない。

（供給計画の取りまとめ・公表）

第26条 本機関は、前条により会員から供給計画を受け取ったときは、法第29条第2項に基づき、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及び本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。

一 各会員から提出された供給計画の適切性に関する事項

二 全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保の状況に関する事項及び必要な対策に関する事項(以下「需給バランス評価」という。)

三 流通設備計画と第29条の広域系統長期方針及び第30条の広域系統整備計画との整合性に関する事項

2 本機関は、前項の検討結果を踏まえ、経済産業省令で定めるところにより、前項において取りまとめた供給計画に意見があるときは当該意見を付して、毎年3月末までに、経済産業大臣に送付する。

3 本機関は、毎年3月末までに、第1項において取りまとめた供給計画のうち全国及び供給区域ごとの需給及び流通設備に関する計画並びに同項第2号に基づく需給バランス評価の結果を公表する。

4 本機関は、前項の需給バランス評価を踏まえ、その後の需給の状況を監視し、対策の実施状況を確認する。

（供給計画の変更）

第27条 会員は、供給計画を変更したときは、法第29条第3項に基づき経済産業大臣に届け出なければならない変更した事項を、遅滞なく、本機関に提出しなければならない。

2 本機関は、前項により会員から供給計画の変更した事項を受け取ったときは、前条第1項に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。

以上